なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式(以下「単価個別合意方式」という。)によることとする。

なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

（実施要領等については、国土交通省ホームページを参照http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei.html)

② 本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案（以下「技術提案」という。)を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事である。

③ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

④ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻ 本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

2 競争参加資格

⑴ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵ 東北地方整備局におけるプレストレスト・コンクリート工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。)が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

⑶ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

⑷ 平成９年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。)として完成・引渡しが完了した、次の①から⑤までの要件を満たす「プレストレスト・コンクリート工事」の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。なお、経常建設共同企業体（甲型)(以下「経常ＪＶ」という。)にあっては、経常ＪＶとしての実績がない場合は、構成員のうち何れか１社が下記①から⑤までの要件を満たす施工実績を有すること。また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。)。

① 道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

② 橋梁上部型式が床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続箱桁橋（複合構造橋、斜張橋、エクストラドーズド橋、ＰＲＣ橋を除く）の新設工事であること。

③ 最大支間長が、45m以上であること。

④ 架設工法が、片持ち張出し工法であること（ただし、側径間端部の施工にあたってはこの限りでない)。

⑤ 当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

ただし、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記⑤の要件を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

なお、上記①から⑤は同一の橋梁で施工した実績であること。

⑸ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。

① １級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の㋐から㋓までの要件を満たす「プレストレスト・コンクリート工事」の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20％以上の場合のものに限る。)。また、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。)。

㋐ 道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑ 橋梁上部型式が床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続箱桁橋（複合構造橋、斜張橋、エクストラドーズド橋、ＰＲＣ橋を除く）の新設工事であること。

㋒ 最大支間長が、45m以上であること。

㋔ 架設工法が、片持ち張出し架設工法であること。(ただし、側径間端部の施工にあたってはこの限りでない)

㋓ 当該施工経験が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記㋓の要件を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

なお、上記㋐から㋓は同一の橋梁で施工を経験した者であること。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 経常ＪＶにあっては、全ての構成員が、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できることとし、うち１人が上記①及び②の要件を満たしていること。

なお、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。

⑹ 申請書及び確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。また、当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑼ 経常ＪＶにあっては、全ての構成員が、⑴及び⑹の要件を満たしていること。

⑽ 入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから当該工事の入札説明書及び見積りに必要な図書等をダウンロードしない者又は発注者の指定する方法（ＣＤ－Ｒ等による貸与等）での交付を受けない者は入札に参加することができない。

⑾ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 総合評価に関する事項

⑴ 評価項目　本工事の総合評価は、次の②の技術提案を受け付け、①及び②と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

① 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

② 技術提案

指定テーマ１：プレストレストコンクリートの品質・耐久性確保対策（コンクリート打設）

指定テーマ２：プレストレストコンクリートの品質・耐久性確保対策（コンクリート養生）